

2026年4月30日

株主各位

東京都品川区東大井五丁目23番37号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数原 滋彦

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年4月30日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 25,800 株
2. 処分株式の割当方法	譲渡制限付株式の割当てによる。
3. 処分株式の払込金額	処分株式 1 株につき 金 2,437 円
4. 払込金額の総額	金 62,874,600 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年4月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）5名及び執行役員10名に役務の提供の対価として支給される当社に対する金銭債権合計金 62,874,600 円（処分株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 2,437 円）を出資の目的とする。
6. 割当予定先	当社の取締役(※) 5名 17,700 株 当社の執行役員 10名 8,100 株 (※)社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年5月18日

以上